

第113号議案

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例の件

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例

神戸市港湾施設条例(昭和48年4月条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前
附 則		附 則
1, 2 [略]		1, 2 [略]
<u>(港湾幹線道路に係る使用料の特例)</u>		
3 <u>別表第1の規定にかかわらず、当分の間、次の表の左欄に掲げる施設に係る使用料は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</u>		
港湾幹線道路	新港ふ頭摩耶ふ頭間 又は摩耶ふ頭高羽大橋間 自動車1台1回につ	

き

1 午前 8 時から午後
8 時まで 1 区間

110 円

2 2 区間（連続して通
行する場合に限る。）

210 円

附 則

この条例は、令和 3 年 3 月 29 日から施行する。

理 由

港湾幹線道路に係る使用料について、E T C システムを導入するまでの間、特例措置を実施するに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 113 号議案 神戸市港湾施設条例の一部を改正する条例の概要

1. 改正の趣旨

港湾幹線道路（ハーバーハイウェイ）の新港ふ頭～摩耶ふ頭間、摩耶ふ頭～高羽大橋間の 1 区間については、経済合理性の観点から午後 8 時から翌日午前 8 時までは徴収員を配置せず料金收受ボックスへの投げ込み方式により料金徴収を行っているが、多数の利用者が料金を納付せずに通行し、条例で定められた料金を徴収できていない。

このため、ETCシステムの導入により料金を適切に徴収することが可能となるまでの間、特例措置として当該区間の午後 8 時から翌日午前 8 時までの料金を無料とする。

2. 改正の内容

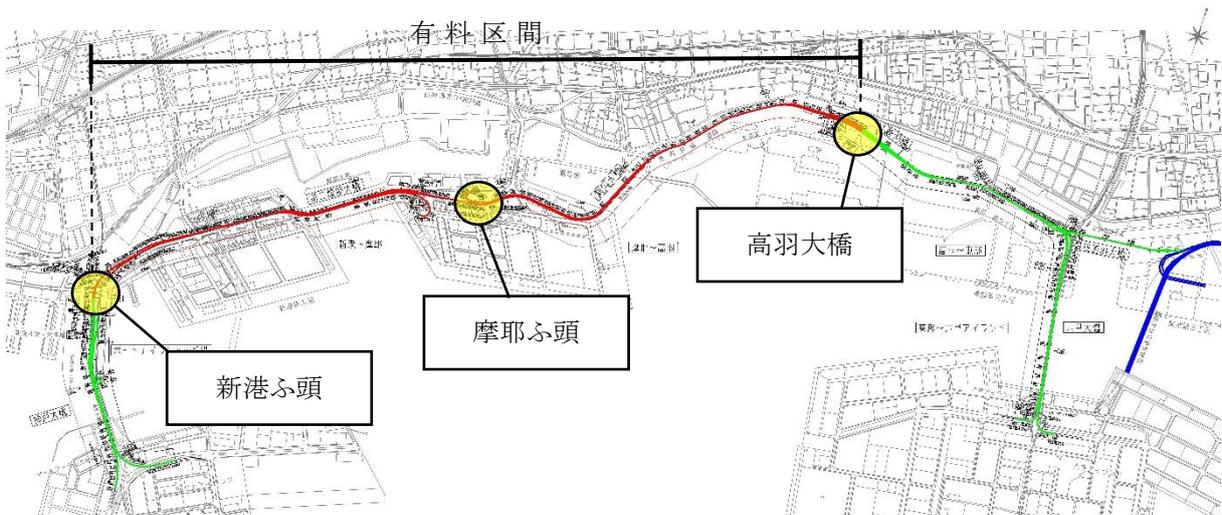
(1) 料 金：

改正前	改正後
<p>【終日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新港ふ頭～摩耶ふ頭 110 円/台 ・摩耶ふ頭～高羽大橋 110 円/台 	<p>【午前 8 時～午後 8 時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新港ふ頭～摩耶ふ頭 110 円/台 ・摩耶ふ頭～高羽大橋 110 円/台 <p>【午後 8 時～午前 8 時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新港ふ頭～摩耶ふ頭 無料 ・摩耶ふ頭～高羽大橋 無料

(2) 期 間：令和 3 年 3 月 29 日～ETCシステム導入までの当面の間

(3) その他：新港ふ頭～高羽大橋の 2 区間料金は引き続き 210 円/台

<参考> 港湾幹線道路（ハーバーハイウェイ）の概要（現行）



(1) 区 間：六甲アイランド～ポートアイランド（全長 10.5km）

(2) 種 別：臨港道路（4 車線）

(3) 供 用：昭和45年4月 新港突堤～ポートアイランド間開通（部分開通）
平成5年2月 全線開通

(4) 料 金：高架・橋梁等により標準以上の維持管理費を必要とする新港ふ頭～高羽大橋間を有料区間とし、維持管理費相当分として以下の料金を徴収

	区間	料金
2区間	新港ふ頭～高羽大橋	210円/台
1区間	新港ふ頭～摩耶ふ頭、摩耶ふ頭～高羽大橋	110円/台

(5) 料金徴収：

時 間：終日

方 法：料金徴収員による。但し、1区間の利用については午後8時～翌日午前8時の間、投げ込み方式により徴収（平成12年2月～）